

埼玉県小学校家庭科教育研究会会則

第1章 総 則

第1条 この会は埼玉県小学校家庭科教育研究会と称え、事務所を会長指定の学校に置く。

第2条 この会は埼玉県内各班の教育研究会小学校家庭科研究班をもって組織し研究の交流や共通問題の解明をはかることによって、小学校家庭科教育の振興発展に寄与する。

第3条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各研究会相互の研究内容、研究実績、資料等の交流
- 2 小学校家庭科教育に関する研究協議会、講習会の開催
- 3 その他この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

第4条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名 この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 5名 会長を補佐し、会長に事故があるときは代理をする。
- 3 監事 若干名 会計を監査する。
- 4 幹事 若干名 会長の名を受けて庶務会計に当たる。
- 5 常任理事 若干名 会務を執行する。
- 6 理事 各班1，2名程度
班を代表し理事会に出席して会務を審議する。
- 7 特別の事由がある場合には、必要に応じて役員を増員する。
(全国小学校家庭科教育研究大会、関東甲信越地区小学校家庭科教育研究大会等の開催県となったとき)

第5条 この会の役職員は、次の方法によって決定する。

- 1 会長・副会長・監事は、本部役員会で選考し、総会で承認を得る。
- 2 理事は、各班ごとに1，2名程度とし、その選出は班にまかせる。
常任理事は、各地区ごとに選出し、その選出は各地区にまかせる。
ただし、各地区の人数は、会長が決定する。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

第6条 この会の役員の任期は原則として2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 この会に顧問・相談役を置くことができる。

第3章 会 議

第8条 この会の会務を行うために、次の会議を設ける。

- 1 総会 総会は理事会をもってこれに代える。やむを得ない事情で総会を開催できない場合、書面にて議決を行う。議決は提出された書面議決書のうち賛成が過半数を超えた場合に可決とする。
- 2 理事会 この会は年1回若しくは必要に応じて開催する。
予算の決定・決算の承認、その他重要な会務の企画運営について審議決定する。
- 3 常任理事会 この会は必要に応じて臨時に開催し、会務の執行に当たる。

第4章 研 究

第9条 この会の研究を推進するために、専門委員を置くことができる。

第10条 専門委員は若干名とし、その選出は各地区の推薦により会長が委嘱する。

第11条 専門委員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 計

第12条 この会の経費は会費およびその他の収入による。

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 附 則

第14条 この会則は昭和42年4月1日からこれを実施する。

第15条 この会則は昭和57年4月1日に一部改正する。

第16条 この会則は昭和62年4月1日に一部改正する。

第17条 この会則は平成2年4月1日に一部改正する。

第18条 この会則は平成15年4月1日に一部改正する。

第19条 この会則は平成23年4月1日に一部改正する。

第20条 この会則は平成25年4月1日に一部改正する。

第21条 この会則は令和2年4月1日に一部改正する。